

○埼玉県公印規程

昭和35年3月1日訓令第2号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条 (目的)

第二条 (公印の名称等)

第三条 (公印の取扱)

第四条 (公印の取扱責任者)

□ 第五条 (公印の使用)

2

□ 第六条 (印影の印刷)

2

第七条 (公印の事故届)

□ 第八条 (公印の新調、改刻又は廃止)

改 正	昭和三 五年 六月 七日	昭和三 五年 二月 三日
	訓 令第 一 号	訓 令第 二 号
	昭和三 六年 六月 二日	昭和三 七年 七月 二日
	訓 令第 一 号	訓 令第 一 号

印刷モード

終了